

定 款

(2023年3月1日現在)

持田製薬株式会社

持田製薬株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、持田製薬株式会社と称し、英文ではMochida Pharmaceutical Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種医薬品、医薬部外品、工業薬品、化学的薬品、化粧品、香料、食品、
食品添加物、飲料品、動物用薬品、飼料、製薬用機械器具、医療用器械器具
及び材料の製造販売及び仲継業務、並びに輸出及び輸入
2. 薬物の有効性、安全性に関する各種試験及び研究の受託業務
3. 実験動物の飼育、販売及び輸出入
4. 薬局の経営
5. 身体上又は精神上の、障害者に対する入浴、排泄、食事等その他の介護並
びに介護に関する指導
6. 老人ホーム及び医療、療養等、健康管理を目的とする施設の経営
7. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業務
8. 建造物、構築物及びその付帯設備の警備、清掃、保守及び管理業務
9. 一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業
10. 倉庫業及び荷造梱包業
11. 総合リース業
12. 印刷業、出版販売業及び情報提供サービス業
13. 広告・宣伝事業、各種催物の企画、実施及びコンサルタント業務
14. 社会保険事務、福利厚生事務の代行並びに給与計算、医療事務等の会計事
務の代行

15. 医療、医事、病院経営等に関する講習会、研修会の開催並びにコンサルタント業務
16. システムエンジニアリングその他コンピュータのソフトウェアの企画、開発、販売及び情報処理サービス業
17. 労働者派遣業法に基づく労働者派遣事業
18. 旅行業法に基づく旅行業
19. 旅館、ホテルその他の宿泊施設の経営
20. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
21. 前各号に附帯関連する諸般の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区におく。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、120,000千株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主の権利行使に際しての手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。

- ② 臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。
- ③ 株主総会の招集場所は本店の所在地又はその隣接区域内とする。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(買収防衛策等)

第17条 当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての当会社株式の大規模買付行為に

関する対応方針（以下「買収防衛策」という。）の導入、変更、継続及び廃止は、株主総会の決議によって定めることができる。

- ② 当会社は、買収防衛策に基づく株主に対する新株予約権無償割当てその他 の買収防衛策所定の対抗措置に関する事項について、取締役会の決議による ほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決 議によって定めることができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決 権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に 提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を 作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役

副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役の選定)

第24条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長

及び専務取締役より、代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役

社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役会長、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し

て発する。但し、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を

作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定め

る取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長、相談役、顧問)

第32条 取締役会の決議によって名誉会長、相談役又は顧問をおくことができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第44条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。